

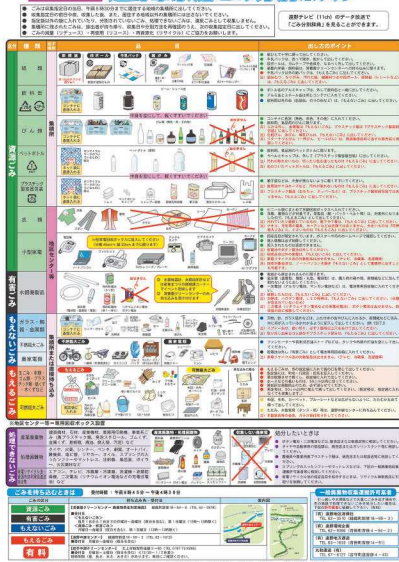


# 生活環境

## 家庭ごみの正しい分け方・出し方

詳細は、毎年1回、全戸配布している「遠野市生活ごみ分別ポスター」(下図参照)をご確認ください。また、市ホームページでも紹介しています。

### 令和5年度版 遠野市家庭ごみ分別ポスター



「遠野市  
ごみの出し方」  
で検索！

## ごみの不法投棄・野外焼却はやめましょう

問 市環境課 ☎62-2111  
遠野警察署 生活安全課 ☎62-0110

ごみの不法投棄・野外焼却は、法律で禁止されています。不法投棄・野外焼却を行った場合は、「5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金」が科せられます。遠野の豊かな環境を後世に残すために、不法投棄・野外焼却は絶対やめましょう。

## 家庭ごみを出す際の注意点

問 市環境課 ☎62-2111

- ごみは、**収集指定日の8時30分までに**、指定の集積所に出してください。  
※8時30分以降に出した場合や収集指定日以外に出した場合は収集しません
- 「もえるごみ」「もえないごみ」「資源ごみ(紙類・プラスチック製容器包装・飲料缶・ペットボトル・びん類)」「粗大ごみ」にきちんと分別して出しましょう(小型家電・衣類・蛍光管および使用済乾電池は地区センター等の専用回収ボックスに入れてください)。
- ごみを出せる集積所(指定集積所)は、お住まいの自治会内にある集積所に限ります。
- ごみを直接持ち込む場合は、受付日と受付時間をご確認ください。また、ごみを大量に持ち込む場合は、事前に「清養園クリーンセンター(☎62-2878)」までご連絡ください。

- 遠野中継センターに直接搬入する「もえるごみ」は有料です。(10<sup>kg</sup>あたり130円)
- 清養園クリーンセンター廃棄物再生利用施設に直接搬入する「もえないごみ」は有料です。(10<sup>kg</sup>あたり130円)
- 事業所から出るごみ(一般廃棄物)は、登録事業者を除き集積所ではなく清養園クリーンセンターまたは遠野中継センターに直接持ち込むか、市内の一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。
- 引っ越しや大掃除などで大量にごみを出す場合や、市で処理しないごみを処分したい場合は、市内の一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。※有料です

- 【(有)遠野地区清掃社】綾織町新里18-69-3  
☎62-3510
- 【(有)遠野環境企画】青笹町青笹4-54-2  
☎62-9366
- 【(有)遠野地方運送】青笹町青笹14-91  
☎63-1633
- 【丸和運送(有)】宮守町達首部4-43  
☎67-6127

## 犬を飼うとき

### 届出

問 市環境課 ☎62-2111

次の場合は、必ず届出をしてください。

- 犬を飼い始めたとき  
登録手数料…3,000円
- 犬を譲渡したり、住所が変わったとき
- 犬が死亡したとき



生活環境

広告

『あんしん・はやい・やすい』  
「捨てたいものが…？」  
「引っ越しのゴミは…？」  
「分別がわからないなあ…？」  
「ゴミ集積場が遠くて…？」

市収集委託業務 岩手県産業廃棄物収集運搬  
有限会社 **遠野地区清掃社**  
※ 遺品処分 (1部屋から家まるごとまで)

有限会社 **阿部産業**  
※ 砂、碎石、山砂販売

〒028-0531 遠野市綾織町新里18-69-3  
**TEL 0198-62-3510**  
**TEL 0198-62-3546**

## 狂犬病予防注射

問 市環境課 ☎62-2111

生後91日以上の子犬は毎年1回、狂犬病予防注射を受ける必要があります。市は、春と秋に各町を回って狂犬病予防集合注射を行っています。(事前にお知らせのハガキを送付します)

**料金** 3,200円(注射料金2,650円、注射済票交付手数料550円) ※注射料金は変更となる可能性があります。ハガキや広報などで最新の情報をご確認ください。

狂犬病予防注射は、市内、市外どちらの動物病院でも接種することができます。なお、市外の動物病院で接種した場合は、注射済票の交付を受ける必要があります。動物病院から発行された注射済証を市の窓口へ持参の上、交付手続きを行ってください。

### 市内の動物病院

- 愛ラブ動物病院  
早瀬町4丁目7-30 ☎62-1699
- とおの動物クリニック  
松崎町白岩17-78-3 ☎62-6306
- 池上家畜診療所  
中央通り4-13 ☎62-8559

## 市斎場「永遠(とわ)の丘」

**住所** 遠野町22-7 ☎62-2681

**開場時間** 8時30分～17時15分

**休業日** 1月1日元旦および毎月第1友引の日

**使用料(1体につき)**

区分	使用料	
	市内に住所がある人	市外に住所がある人
死体	20,000円	40,000円
死産児	5,000円	10,000円
身体の一部	5,000円	10,000円
胎盤	5,000円	10,000円
その他(焼骨など)	5,000円	10,000円
小動物(収骨あり)	15,000円	30,000円
小動物(収骨なし)	10,000円	20,000円



生活環境

## 上水道・下水道・浄化槽など

### 上水道

問 市上下水道課、アクアサービス遠野 ☎62-2111

#### 水道を使うとき、止めるとき

次の場合は、早めにご連絡ください。

- 転入、転出、転居などで住所を変えるとき(3日前まで)
- 使用者の名前が変わったとき
- 家屋の解体により使用をやめるとき
- 家屋の改築や長期の留守により使用を一時中止したいとき
- 相続・売買などで、所有者の名前が変わったとき

#### 水道の工事や修理、漏水調査を頼むとき

宅地内の水道工事や修理、漏水調査は、市の指定工事店に直接依頼してください(費用は自己負担)。なお、漏水に伴う水道料金は、減額できる場合がありますので、速やかに修理してください。

※指定工事店の詳細は、担当課にお問い合わせください  
※道路などで漏水を発見したときは、担当課にご連絡ください

#### 漏水はメーターで見つけよう

地下漏水など、気付くことが難しい漏水は、メーターを見ることで確認できます。使用している蛇口を全部締めてもパイロットが回転している場合は、漏水の可能性にあります。定期的に確認しましょう。

パイロット

水を全て止めた状態で回っている場合は、漏水です。



広告

管工事一式・給排水衛生工事  
浄化槽工事・暖冷房工事  
上下水道指定店  
(遠野市、釜石市、大槌町、住田町、花巻市、大船渡市)

有限会社 菊池設備

給排水工事・ボイラー  
浄化槽・衛生機器  
お気軽にご相談ください

遠野市青笹町中沢 2-27-1  
TEL: 0198-62-8356  
FAX: 0198-62-8356

## 水道料金・下水道使用料の支払い

問 市上下水道課、アクアサービス遠野 ☎62-2111

### ○口座振替が便利です

水道料金・下水道使用料の支払いは、口座振替が便利です。毎月20日が定期振替日です(振替日に金融機関が休みの場合は、翌営業日)。口座振替を希望する場合は、市内の金融機関に備え付けてある申込用紙に必要事項を記入し、金融機関の窓口へ提出してください(金融機関口座の届出印、水道番号などが必要)。

### ○納付書による支払い

口座振替以外には、市から送付する納付書による支払いがあります。納付書による支払いは、指定金融機関またはコンビニエンスストアなどで行ってください。

## 浄化槽設置整備事業費補助金

問 市上下水道課 ☎62-2111

公共下水道および農業集落排水の整備区域外で、専用住宅に浄化槽を設置する場合は、補助金が受けられます。

限度額	5人槽…	780,000円	
	7人槽…	864,000円	
	10人槽…	1,050,000円	(令和5年現在)

### 浄化槽の大きさについて

原則として、住宅の延べ床面積に応じて、浄化槽の人数が決まります。

### ○金融機関から無利子で資金を借りられます

住宅のリフォームで下水道接続(農業集落排水、浄化槽を含む)工事を行う場合に、金融機関から借りる資金の利子を市が補給しています。詳細は、担当課に問い合わせください。

## 下水道事業受益者負担金(分担金)等

問 市上下水道課 ☎62-2111

下水道などが整備された地域は、整備していない地域に比べて生活環境が良くなり、土地の利用価値が上がります。下水道などの整備により利益を受ける地域の土地の所有者(受益者)に、下水道建設費用の一部負担をお願いしています。

### 対象者

- 下水道が整備されている地域の土地の所有者
- 特定環境保全公共下水道(宮守町)と農業集落排水は、排水設備のある家屋の所有者または使用者

### 負担金(分担金)の額

- 土地の面積1平方メートルあたり400円
- 特定環境保全公共下水道(宮守町)と農業集落排水は、排水設備のある家屋1棟につき20万円

※対象者には、担当課から負担金(分担金)の申告案内がありますので、所定の手続きを行ってください

## ○し尿関係

し尿の汲み取りは、遠野市が市内の業者へ委託しています。汲み取りをする際は、市内の業者に依頼してください。※有料です

- |            |             |          |
|------------|-------------|----------|
| 【(有)遠野衛生社】 | 上組町3-10     | ☎62-3039 |
| 【(有)奥寺衛生社】 | 松崎町白岩13-1-4 | ☎62-3390 |
| 【(株)宮守衛生社】 | 宮守町上鱒沢18-27 | ☎66-2419 |

## し尿処理手数料

問 市環境課 ☎62-2111

200ℓまで1,980円。200ℓを超えた場合は、200ℓを超える量10ℓにつき99円を加算。

※料金は変更になる可能性がありますので、市ホームページ等で最新の情報をご確認ください



生活環境

広告

し尿収集運搬業務  
浄化槽維持管理業務・浄化槽清掃業  
浄化槽附帯設備販売  
浄化槽附帯設備等の補修工事請負業

**(株)宮守衛生社**

遠野市宮守町上鱒沢18-27  
**TEL 0198-66-2419**  
FAX 0198-66-2297

有限会社 **遠野衛生社**

- ・浄化槽維持管理業務
- ・浄化槽清掃業務
- ・し尿収集運搬業務
- ・害虫駆除

遠野市上組町 3-10(打越歯科医院うら)  
**TEL.0198-62-3039**  
FAX.0198-62-8448

温かな心が守る水環境

- ◆ 遠野市し尿収集運搬業務
- ◆ 浄化槽保守点検維持管理業務
- ◆ 浄化槽清掃業務

有限会社 **奥寺衛生社**

遠野市松崎町白岩 13-1-4  
**TEL : 0198-62-3390**  
**FAX : 0198-68-3013**

## 市営住宅

### 市営住宅

問 市建設課 ☎62-2111

市には12団地の市営住宅があります。

### 入居資格

- ①住宅に困窮していること
- ②世帯所得が基準の範囲内であること
- ③入居しようとする本人および親族が暴力団員でないこと
- ④市税および水道使用料金などの滞納が無いこと
- ⑤十分な保証能力がある市内在住の人(2人)を連帯保証人にできること
- ⑥家賃を毎月確実に納付できること

### 入居申込

入居者の募集は広報遠野などでお知らせし、抽選などにより入居予定者を決定します。

### 団地名(全12団地)

八幡、早瀬、鶯崎、材木町、稻荷下、穀町、達曽部、下郷、吉金、笠平、雪谷沢、下鱒沢

## 各種住宅補助金など

複数の制度を同時に利用することができます。  
申し込みの際は、事前にお問い合わせください。

### 耐震診断・耐震改修補助事業

問 市まちづくり推進課 ☎62-2111

昭和56年5月31日以前に建てられた住宅を対象に、耐震診断および耐震改修工事費用を補助します。

- ①耐震診断  
費用 3,000円
- ②耐震改修  
補助額 最大100万円

### 快適薪ストーブ設置応援事業

問 市農林課 ☎62-2111

薪ストーブの購入・設置費用の一部を商品券で補助します。

#### 助成額

最大10万円

#### 申請方法

薪ストーブの購入および対象工事完了後に、申請書を市農林課に提出してください。

### 空き家について

問 市まちづくり推進課 ☎62-2111  
市観光交流課 ☎62-2111

空き家に関する相談窓口となっています。お気軽にお問い合わせください。

- 管理方法
- 周辺の危険な空き家の情報
- 空き家を売りたい、貸したい など



## 市道など

### 道路・水路・里道の占用(利用)

問 市建設課 ☎62-2111

市道や里道に給排水管などを埋設するとき、防犯灯や工事用足場などを設けると、水路へ橋を架けるときの場合は、道路等管理者(市長)の許可が必要です。申請書を建設課へ提出してください。

### 道路などの修繕

問 市建設課 ☎62-2111

道路などに損傷があり補修が必要な場合、国道・県道・市道によって連絡先が異なります。詳しくは、問い合わせください。

市道…建設課

国道・県道…遠野土木センター道路環境チーム  
(☎68-3574)

## 農業

### 農地の売買・転用・形状変更

問 農業委員会事務局 ☎62-2111

農地について、次のような場合は、農業委員会への申請・届出・許認可などが必要です。詳しくは問い合わせください。

- 農地を相続するとき
- 売り買いするとき
- 貸し借りするとき
- 農地以外に転用するとき
- 農地の形状を変更するとき

### 認定農業者・認定新規就農者について

問 市農林課 ☎62-2111

認定農業者とは、意欲ある農業者自らが経営改善計画を策定し、市からその計画を認定された、地域の担い手として活躍する農業者です。

認定新規就農者とは、新たに農業を始める人が作成する青年等就農計画を市から認定された、将来の担い手として期待される農業者です。

認定農業者・認定新規就農者になることで補助制度や経営アドバイスを受けることができます。詳しくは、問い合わせください。

### 野生鳥獣被害対策にご協力を

問 市農林課 ☎62-2111

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシンなどによる農作物被害を受けた場合、被害に応じて捕獲許可や防除対策に必要な助成を受けることができます。

なお、ツキノワグマの目撃があった場合、人身被害防止を目的に注意喚起を行っておりますので、情報提供をお願いします。

#### ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン

- 農地被害の防除を目的に電気牧柵を設置する場合、資材購入費の一部に助成を行なっています。

#### ハクビシン

- 自宅敷地内や所有農地にワナを設置する場合、申請によって、狩猟免許を持たなくてもワナを設置し、捕獲することができます。捕獲に必要なワナは、市の対策協議会が無料で貸し出しています。

